

## 特定建設工事共同企業体の競争参加資格に関する公示

工事の競争契約の参加資格を得ようとする特定建設工事共同企業体の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和7年6月16日

支出負担行為担当官 法務省大臣官房施設課長 細川 隆夫

### 1 工事概要

- (1) 工事名 岡崎拘置支所新営（建築）工事
- (2) 工事場所 愛知県岡崎市明大寺町字道城ヶ入34-1ほか
- (3) 敷地面積 2,470㎡（庁舎敷地面積）、840㎡（職員宿舎（1）敷地面積）、522㎡（職員宿舎（2）敷地面積）
- (4) 工事内容
  - ア 棟名 庁舎 建物用途 庁舎・収容棟 構造・階数 RC造4階 建築面積 797㎡ 延べ面積 3,000㎡ 工事種別 新築
  - イ 棟名 職員宿舎（1） 建物用途 職員宿舎 構造・階数 RC造3階（一部W造） 建築面積 247㎡ 延べ面積 652㎡ 工事種別 新築
  - ウ 棟名 職員宿舎（2） 建物用途 職員宿舎 構造・階数 RC造2階（一部W造） 建築面積 220㎡ 延べ面積 393㎡ 工事種別 新築
  - エ 工事種目 建築一式工事
  - オ その他 受水槽基礎、擁壁、メッシュフェンス、外構、植栽、取壊し
  - カ 工事範囲 上記工事のすべて（入札説明書による。）

### (5) 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（発注者指定方式）である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：令和8年1月5日から令和10年2月15日まで

(余裕期間：契約締結日の翌日から令和8年1月4日まで)

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

(6) 使用する主要な資機材

コンクリート約4,450m<sup>3</sup>、鉄筋約674t、鉄骨約53t、ガラス約606m<sup>2</sup>

## 2 資格審査申請の時期及び場所

(1) 申請期間 令和7年6月16日から令和7年7月7日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、期間の最終日は午後3時までとする。）に提出場所へ持参又は郵送すること。

(2) 提出場所

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省大臣官房施設課経理係

電話 03-3592-7027

## 3 特定建設工事共同企業体の構成

(1) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の構成員は、法務省の令和7・8年度における建築一式工事の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(2) 法務省の令和7・8年度における建築一式工事の一般競争参加資格の認定を受ける際に、算出して得た総合数値が、共同企業体の代表者となる構成員においては、1,200点以上の者、共同企業体の代表者以外の構成員においては、1,000点以上の者とする。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(1)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

## 4 構成員の要件

### (1) 構成員の技術的要件等

ア 平成22年度以降に、建築一式工事の元請として完成引渡しを完了した、当該工事と同種又は類似の工事（地業工事の着手から完成まで）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を受けてからの営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合には、許可を受けてからの営業年数が5年未満であっても、これを同等として取り扱う。

ウ 主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を当該工事に専任で配置できる共同企業体であること。

### (2) 構成員の数

2者とする。

### (3) 構成員の出資比率要件

共同企業体の各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上とする。

### (4) 代表者の要件

共同企業体の代表者となる構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有し、かつ、出資比率が最大であるものとする。

### (5) その他の要件

経常建設共同企業体でないこと。

## 5 共同企業体の協定方法

協定書は、法務省が定める「特定建設工事共同企業体協定書」による。

## 6 競争参加資格の有効期間

認定の日から当該工事の完成の日までとする。ただし、落札者以外の者にあつては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

## 7 申請書類

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）に、特定建設工事共同企業体協定書の写しを添付する。

## 8 その他

- (1) 共同企業体の名称は、各構成員の簡略化した名称により、「〇〇・〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体」とする。
- (2) 落札者は、契約時において上記 5 に掲げる特定建設工事共同企業体協定書の写しを 4 通提出すること。
- (3) 問い合わせ先 上記 2 (2) に同じ。